

当別町公私連携幼保連携型認定こども園

公私連携法人募集要項

平成30年7月

当別町教育委員会

【趣 旨】

当別町では、「当別町第5次総合計画」及び「当別町子ども・子育て支援事業計画」により、幼児教育・保育環境について民間活力の導入による幼保一元化（認定こども園化）の推進、また、地域ニーズをふまえふとみ保育所の認定こども園化の検討を進めており、これらの計画に基づき、平成23年度には私立認定こども園当別夢の国幼稚園を開園いたしました。

当別町ふとみ保育所は、公設民営方式に移行し現在に至っていますがこれまでの認定こども園当別夢の国幼稚園の運営に対する検証をふまえ、当別町ふとみ保育所を公私連携幼保連携型認定こども園として民間移管するため、管理・運営事業者を募集するものです。

公私連携こども園とは、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方法の1つで、設置及び運営の主体となる民間法人が、本町と協定を締結し、公私連携法人として指定を受け、運営に必要な設備等の貸付をはじめ町より協力を受けます。

また、運営に必要な人員配置や教育・保育内容等について、町の関与を受けながら安定的な運営及び教育・保育の提供を行う施設となります。

【移行する施設】

所 在 当別町太美町1480番地8
施設名称 当別町ふとみ保育所
定 員 147名

【応募条件】

○応募することができる法人は次の掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された学校法人または社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定により設立された社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- (2) 平成30年4月現在、石狩管内において認可定員100人以上の認定こども園、認可保育所または幼稚園を3年以上管理運営している法人とする。
- (3) 前項の施設において所管する関係機関が実施する監査及び指導検査等において、改善命令を受けていないこと。
- (4) 公私連携認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (6) 当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第122条の規定に該当するものであること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (8) 法人税、道税、町税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- (9) 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。
- (10) 事前協議受付票の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。

【失格事項】

○応募者が次の事項に該当する場合は、選定対象から除外いたします。

- (1) 公私連携こども園の運営法人（以下「公私連携法人」という。）の選定に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけをするなど、特定の目的をもって選定委員等に直接または間接を問わず接触した場合。
- (2) 応募書類に虚偽または不正があった場合。
- (3) 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- (4) その他不正な行為があった場合。

【運営条件】

運営条件は、別紙「当別町公私連携幼保連携型認定こども園運営条件」を参照いたします。

【応募手続】

○応募申込書の配布

- (1) 配布期間 平成30年7月2日（月）～平成30年7月27日（金）
- (2) 配布場所 当別町教育委員会子ども未来課子ども係
町ホームページからもダウンロードできます。

○事前協議等

応募内容等の確認のため、応募申請書類に先立ち、平成30年7月27日（金）までに事前協議書の提出と併せて事前協議を行ってください。事前協議は必須とし、あらかじめ電話で日時を予約願います。また、現場視察は任意とな

りますので、希望する場合は事前協議申込の際に申し出願います。

○応募の受付

- (1) 受付期限：平成30年8月3日（金）まで 平日 9時～17時
- (2) 受付場所：当別町西町32番地2
当別町総合保健福祉センター内
当別町教育委員会子ども未来課子ども係
- (3) 提出部数：9部（正1部・副8部）
※郵送・FAX・電子メール等は不可
- (4) 提出書類：応募申込書一式

○その他

- (1) 応募に係る費用は、応募者負担といたします。
- (2) 提出された応募書類は返却いたしません。
- (3) 応募受付後の書類の差替え・追加等は原則いたしません。
- (4) 法人選定にあたり、確認が必要な場合は職員が追加資料の提出や聞き取りを行う場合があります。

○情報公開

- (1) 提出された資料に関する情報公開は、当別町情報公開条例に基づき取扱を行います。

【審査方法及び候補者の決定】

○審査はプロポーザル方式により提案内容について審査基準に基づき総合的に評価し公私連携法人を決定いたします。

なお、本応募について応募者がいない場合、または審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合や、本募集の内容を達成できないと判断した場合は公私連携法人の選定を行わない場合があります。

○事前審査

子ども未来課において事前審査を行います。応募条件の適否等について審査し、要件を満たしていない場合は、本審査に付さないこととし応募者に連絡いたします。

○本審査

選定会において書類審査を行うほか、必要に応じプレゼンテーション審査の実施、提案詳細についての資料要求の提出を求めることがあります。出席人数は3人までとし、公私連携法人の代表者として責任を持って対応できる方の出席をお願いします。なお、実施日については、応募書類の受付後、後日お知らせいたします。

○公私連携法人候補者の決定

本審査の結果を踏まえ、本町において公私連携法人候補者を決定し、審査結果をお知らせいたします。

【協定の締結及び公私連携法人の指定等】

公私連携法人候補者決定後の協定書締結及び公私連携法人の指定は次のとおり行います。

○仮協定書の締結

認定こども園法第34条第2項及び、その他の事項について協議し仮協定書の締結により公私連携法人候補者とします。

○協定書の締結

(1) 必要な例規等の整備及び予算措置等に係る案件について議会議決後、認定こども園法第34条第2項の協定を締結いたします。

(2) 協定書の有効期間は、平成31年4月1日から10年間とします。

なお、教育・保育の安定的な継続性にかんがみ、締結期間内において重大な事故や損失が無く、運営状況も適切で公私連携こども園の運営継続に支障がないと認められた場合に限り、本町と公私連携法人とで協議のうえ協定の更新ができるものとし、有効期間は、更新締結から10年間とします。

○公私連携法人の指定

協定書締結後、公私連携法人候補者を認定こども園法第34条第1項の公私連携法人として指定するものとします。

○公私連携法人の指定を行わない場合の補償

公私連携法人候補者の責により、本町が公私連携法人の指定を行わない場合は、公私連携法人候補者が本応募要項にしたがって支出した費用等について、本町は一切の補償義務を負わないものとします。

【スケジュール】

○応募申込書配布

平成30年7月2日（月）～平成30年7月27日（金）

○事前協議

平成30年7月27日（金）まで

○応募受付期限

平成30年8月3日（金）まで 平日9時～17時まで

○本審査

平成30年8月予定

- 候補者選定通知
平成30年8月下旬予定
- 仮協定書の締結
平成30年8月下旬予定
- 関係機関等への届出
平成30年9月～12月下旬予定
- 引継協議
平成30年9月～平成31年3月予定
- 本協定書の締結と指定
平成31年3月予定

【連絡先】

当別町教育委員会 子ども未来課 子ども係

住 所：〒061-0234

石狩郡当別町西町32番地2

当別町総合保健福祉センター内

電 話：0133-23-3024

F A X：0133-25-5018

E-mail kosodate@town.tobetsu.hokkaido.jp